

＜修正案＞

**北海道地域防災計画**  
**(地震・津波防災計画編)**  
**新旧対照表**

令和5年(2023年)1月

**北海道防災会議**

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁       | 現 行   | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                 |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
|---------|---|---|----------------------|-----|-----|---------|---|--|-------|-------------|-----|-----|---------|--|------------------|
| 5       | 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br>(略)<br>1 北海道<br>(略)<br>(7) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> に関すること。<br>(略)  | 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br>(略)<br>1 北海道<br>(略)<br>(7) <u>避難指示等</u> に関すること。<br>(略)   | 防災基本計画との整合のため修正（北海道） |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 6       | 4 市町村<br>(略)<br>(9) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u> に関すること。<br>(略)  | 4 市町村<br>(略)<br>(9) <u>避難指示等</u> に関すること。<br>(略)   | 防災基本計画との整合のため修正（北海道） |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 7       | 第4節 計画の基本方針<br>(略)<br>第1 実施責任<br>(略)<br>第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br>(略)<br>5 指定地方行政機関<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報（<u>警報</u>）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> | 機 関 名   | 事 務 又 は 業 務          | (略) | (略) | 札幌管区気象台 | (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（ <u>警報</u> ）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 | 第4節 計画の基本方針<br>(略)<br>第1 実施責任<br>(略)<br>第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱<br>(略)<br>5 指定地方行政機関<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> | 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 | (略) | (略) | 札幌管区気象台 | (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 | 表現の適正化のため修正（北海道） |
| 機 関 名   | 事 務 又 は 業 務   |   |                      |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| (略)     | (略)   |   |                      |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 札幌管区気象台 | (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（ <u>警報</u> ）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。   |   |                      |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 機 関 名   | 事 務 又 は 業 務   |   |                      |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| (略)     | (略)   |   |                      |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 札幌管区気象台 | (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。  |   |                      |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 21      | 第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況<br>(略)<br>第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高<br>(略)<br>表 1-5-3 （総合）振興局別の沿岸市町村における最大波高（単位 m）<br>1960年「チリ地震津波」 <u>M8.5</u>   | 第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況<br>(略)<br>第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高<br>(略)<br>表 1-5-3 （総合）振興局別の沿岸市町村における最大波高（単位 m）<br>1960年「チリ地震津波」 <u>M9.5</u> | 表記統一のため修正（北海道）       |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |
| 28      | 第7節 北海道における地震の想定<br>(略)<br>3 その他<br>(略)<br>表 1-6-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期<br>【活断層】<br>(略)<br>(注) 算定基準日： <u>令和3年(2021年)</u> 1月1日   | 第7節 北海道における地震の想定<br>(略)<br>3 その他<br>(略)<br>表 1-6-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期<br>【活断層】<br>(略)<br>(注) 算定基準日： <u>令和4年(2022年)</u> 1月1日                 | 文言の修正（札幌管区気象台）       |     |     |         |   |  |       |             |     |     |         |  |                  |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁  | 現 行   | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由  |
|----|---|--|---|
| 29 | <p>【海溝型地震】</p> <p>十勝沖<br/>地震発生確率：10年以内 <u>0.2%</u><br/>最新発生時期：<u>17.3年前</u></p> <p>根室沖<br/>最新発生時期：<u>47.5年前</u></p> <p>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）<br/>最新発生時期：<u>9.8年前</u></p> <p>青森県東方沖及び岩手県沖北部<br/>地震発生確率：10年以内 <u>0.004%～4%</u><br/>30年以内 <u>8%～30%</u><br/>50年以内 <u>60～70%</u><br/>最新発生時期：<u>52.6年前</u></p> <p>北海道西方沖の地震<br/>最新発生時期：<u>80.4年前</u></p> <p>北海道南西沖の地震<br/>最新発生時期：<u>27.5年前</u></p> <p>青森県西方沖の地震<br/>最新発生時期：<u>37.6年前</u></p> <p>（注）算定基準日：<u>令和3年(2021年)1月1日</u></p> | <p>【海溝型地震】</p> <p>十勝沖<br/>地震発生確率：10年以内 <u>0.3%</u><br/>最新発生時期：<u>18.3年前</u></p> <p>根室沖<br/>最新発生時期：<u>48.5年前</u></p> <p>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）<br/>最新発生時期：<u>10.8年前</u></p> <p>青森県東方沖及び岩手県沖北部<br/>地震発生確率：10年以内 <u>0.007%～4%</u><br/>30年以内 <u>10%～30%</u><br/>50年以内 <u>70%程度</u><br/>最新発生時期：<u>53.6年前</u></p> <p>北海道西方沖の地震<br/>最新発生時期：<u>81.4年前</u></p> <p>北海道南西沖の地震<br/>最新発生時期：<u>28.5年前</u></p> <p>青森県西方沖の地震<br/>最新発生時期：<u>38.6年前</u></p> <p>（注）算定基準日：<u>令和4年(2022年)1月1日</u></p> | <p>長期評価更新による変更及び文言の修正（札幌管区気象台）</p>                              |
| 30 | <p>第2 北海道における想定地震津波<br/>（略）</p> <p>2 北海道太平洋沿岸の地震<br/><u>(1) 津波浸水想定の設定</u><br/>北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。<br/>この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりである。<br/>今後被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</p> <p><u>(2) 津波浸水予測の実施</u><br/>（略）</p> <p><u>(3) 津波浸水予測・被害想定結果（平成17年度・18年度）</u><br/>（略）</p>   | <p>第2 北海道における想定地震津波<br/>（略）</p> <p>2 北海道太平洋沿岸の地震<br/><u>(削除)</u><br/>北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成（<u>参考図7-1-1～7-1-13</u>）しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。<br/>この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</p> <p><u>(削除)</u><br/><u>(削除)</u><br/><u>(削除)</u><br/><u>(削除)</u></p>   | <p>太平洋沿岸の津波浸水想定の設定に伴う文言の追加、削除（(2)及び(3)は全文（現行31頁～36頁）削除（北海道）</p> |
| 31 | <p>第8節 震災に対する調査研究の推進<br/>（略）</p> <p>平成5年(1993年)北海道南西沖地震では奥尻島をはじめ、渡島・檜山地方を中心に津波災害による大きな被害を被った。この地震を教訓に津波の実態を把握するため、平成6年度から7年度にかけて想定地震を基に津波伝播状況及び津波水位の予測図を作成した。<br/>平成15年9月26日に平成15年(2003年)十勝沖地震が発生し、十勝地方及び釧路地方など道東を中心に激しい揺れと津波が襲った。</p>  | <p>第8節 震災に対する調査研究の推進<br/>（略）</p> <p>「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」では奥尻島をはじめ、渡島・檜山地方を中心に津波災害による大きな被害を被った。この地震を教訓に津波の実態を把握するため、平成6年度から7年度にかけて想定地震を基に津波伝播状況及び津波水位の予測図を作成した。<br/>平成15年9月26日に「平成15年(2003年)十勝沖地震」が発生し、十勝地方及び釧路地方など道東を中心に激しい揺れと津波が襲った。</p>   | <p>表記統一による修正（北海道）</p>   |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁  | 現 行  | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                 |
|----|--|---|----------------------|
| 36 | <p>第6 津波に対する心得</p> <p>1 一般住民<br/>(略)</p> <p>(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生<u>の可能性がある。</u></p>  | <p>第6 津波に対する心得</p> <p>1 一般住民<br/>(略)</p> <p>(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震に<u>よって引き起こされるもの</u>）が発生する可能性がある。</p>  | 表現の適正化のため修正（札幌管区気象台） |
| 45 | <p>(3) 道及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>   | <p>(3) 道及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>  | 防災基本計画との整合のため修正（北海道） |
| 49 | <p>第8節 避難体制整備計画<br/>(略)</p> <p>第1 避難誘導体制の構築<br/>(略)</p> <p>4 道及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 道及び市町村は、学校等が保護者との間で、<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 市町村は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> | <p>第8節 避難体制整備計画<br/>(略)</p> <p>第1 避難誘導体制の構築<br/>(略)</p> <p>4 道及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、<u>関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 道及び市町村は、学校等が保護者との間で、<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 市町村は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、<u>災害時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> | 防災基本計画との整合のため修正（北海道） |
| 51 | <p>(2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p>  | <p>(2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></p>   | 防災基本計画との整合のため修正（北海道） |
| 52 | <p>第4 市町村における避難計画の策定等</p> <p>3 市町村等の避難計画<br/>(略)</p> <p>道は、津波避難計画策定指針（資料編9-11参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p>  | <p>第4 市町村における避難計画の策定等</p> <p>3 市町村等の避難計画<br/>(略)</p> <p>道は、津波避難計画策定指針（資料編9-9参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p>  | 資料番号の修正（北海道）         |
| 55 | <p>(9) 福祉避難所の指定</p> <p>市町村は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p>  | <p>(9) 福祉避難所の指定</p> <p>市町村は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></p>  | 防災基本計画との整合のため修正（北海道） |



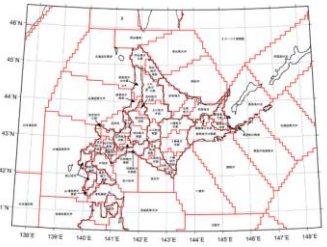
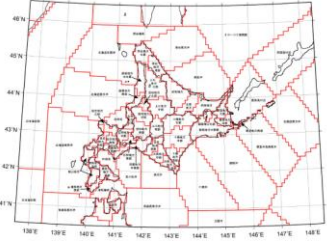
北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁        | 現 行   | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                                 |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
|----------|---|---|--------------------------------------|----------|--|----------|------------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|---|---------|--------|-------|-------|-----|-----|----------|--------|---|---------|------------------|----------|--|----------|------------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|---|---------|--------|--------|-------|-----|-----|----------|--------|---|
| 56       | <p>第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画<br/>(略)</p> <p>4 外国人に対する対策<br/>道及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、<b>外国人登録等</b>様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p>   | <p>第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画<br/>(略)</p> <p>4 外国人に対する対策<br/>道及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p>  | 外国人登録制度廃止(H24.7.9)に伴う修正(総務省自治行政局国際室) |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 66       | <p>第14節 土砂災害の予防計画<br/>(略)</p> <p>第1 現 況</p> <p>1 本道における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒地区の指定箇所数は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R3.4.1 現在】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th rowspan="2">平成14年度公表土砂災害危険箇所</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>5,463</td> <td>5,225</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>3,945</td> <td>1,527</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>375</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>9,783</td> <td>6,752</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R2.4.1】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,387</td> </tr> </tbody> </table> | 自然現象の種類   | 平成14年度公表土砂災害危険箇所                     | 土砂災害警戒区域 |  | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 6,466 | 5,463 | 5,225 | 土石流 | 4,995 | 3,945 | 1,527 | 地滑り | 437 | 375 | 0 | 指定箇所数 計 | 11,898 | 9,783 | 6,752 | 区 分 | 箇所数 | 山地災害危険地区 | 15,387 | <p>第14節 土砂災害の予防計画<br/>(略)</p> <p>第1 現 況</p> <p>1 本道における、<b>当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所数並びに</b>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区及び土砂災害特別警戒地区の指定箇所数は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R4.4.1 現在】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th rowspan="2">平成14年度公表土砂災害危険箇所</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>6,430</td> <td>6,147</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>4,668</td> <td>1,773</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>502</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>11,600</td> <td>7,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R4.4.1】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,440</td> </tr> </tbody> </table> | 自然現象の種類 | 平成14年度公表土砂災害危険箇所 | 土砂災害警戒区域 |  | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 6,466 | 6,430 | 6,147 | 土石流 | 4,995 | 4,668 | 1,773 | 地滑り | 437 | 502 | 0 | 指定箇所数 計 | 11,898 | 11,600 | 7,920 | 区 分 | 箇所数 | 山地災害危険地区 | 15,440 | <p>土砂災害危険箇所に関する文言追加（北海道）</p> <p>令和4年4月1日現在の土砂災害計画区域数及び山地災害危険地区数の修正（北海道）</p> |
| 自然現象の種類  | 平成14年度公表土砂災害危険箇所  |   |                                      | 土砂災害警戒区域 |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
|          |   | 土砂災害警戒区域  | 土砂災害特別警戒区域                           |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 急傾斜地の崩壊  | 6,466   | 5,463   | 5,225                                |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 土石流      | 4,995   | 3,945   | 1,527                                |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 地滑り      | 437   | 375   | 0                                    |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 指定箇所数 計  | 11,898  | 9,783   | 6,752                                |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 区 分      | 箇所数   |   |                                      |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 山地災害危険地区 | 15,387  |   |                                      |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 自然現象の種類  | 平成14年度公表土砂災害危険箇所  | 土砂災害警戒区域  |                                      |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
|          |   | 土砂災害警戒区域  | 土砂災害特別警戒区域                           |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 急傾斜地の崩壊  | 6,466   | 6,430   | 6,147                                |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 土石流      | 4,995   | 4,668   | 1,773                                |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 地滑り      | 437   | 502   | 0                                    |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 指定箇所数 計  | 11,898  | 11,600  | 7,920                                |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 区 分      | 箇所数   |   |                                      |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 山地災害危険地区 | 15,440  |   |                                      |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 67       | <p>第2 予防対策<br/>(略)</p> <p>2 市町村<br/>(略)</p> <p>(4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p>  | <p>第2 予防対策<br/>(略)</p> <p>2 市町村<br/>(略)</p> <p>(4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p>  | 改行誤りのため修正（北海道）                       |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |
| 68       | <p>3 北海道開発局<br/>河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<b>避難勧告</b>が行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するとともに一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。</p>   | <p>3 北海道開発局<br/>河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<b>避難指示等の判断</b>が行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するとともに一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。</p> | 防災基本計画との整合のため修正（北海道）                 |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |       |       |     |     |          |        |   |         |                  |          |  |          |            |         |       |       |       |     |       |       |       |     |     |     |   |         |        |        |       |     |     |          |        |   |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁               | 現 行   | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由             |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|-----------------|---|---|------------------|--|-----|----------------|-------------------------|----------------|-----------------|---|---|---------|--|----------------------|--------------------|------|--------------------------------|--------------------|--------|---|---|----------|------|------------|--|----------------|-------------------------|------------|-----------------|---------------------------|--------------------|----|--|----------------------|--------------------|------|--------------------------------|--------------------|----|--|--------------------------------|
| 92              | <p>第2節 地震、津波情報の伝達計画<br/>(略)</p> <p>第1 緊急地震速報<br/>(略)</p> <p>注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<br/><u>このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</u></p>   | <p>第2節 地震、津波情報の伝達計画<br/>(略)</p> <p>第1 緊急地震速報<br/>(略)</p> <p>注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<br/><u>解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u></p> | 表現の適正化のため修正(北海道) |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 93              | <p>第2 津波警報等の種類及び内容<br/>(略)</p> <p>(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表<br/>(津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報<br/>(特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超<br/>(10m&lt;予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(巨大)<br/>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m<br/>(5m&lt;予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m<br/>(3m&lt;予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m<br/>(1m&lt;予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(高い)<br/>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> </tbody> </table> | 津波警報等の種類  | 発表基準             | 発表される津波の高さ   |     | 想定される被害ととるべき行動 | 数値での発表<br>(津波の高さの予想の区分) | 巨大地震の場合の発表     | 大津波警報<br>(特別警報) | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合   | 10m超<br>(10m<予想高さ)  | 巨大      | (巨大)<br>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | 10m<br>(5m<予想高さ≤10m) | 5m<br>(3m<予想高さ≤5m) | 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m<br>(1m<予想高さ≤3m) | 高い     | (高い)<br>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。  | <p>第2 津波警報等の種類及び内容<br/>(略)</p> <p>(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表<br/>(津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報<br/>(特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超<br/>(10m&lt;予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(巨大)<br/>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m<br/>(5m&lt;予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m<br/>(3m&lt;予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m<br/>(1m&lt;予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(高い)<br/>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> </tbody> </table> | 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ |  | 想定される被害ととるべき行動 | 数値での発表<br>(津波の高さの予想の区分) | 巨大地震の場合の発表 | 大津波警報<br>(特別警報) | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超<br>(10m<予想高さ) | 巨大 | (巨大)<br>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | 10m<br>(5m<予想高さ≤10m) | 5m<br>(3m<予想高さ≤5m) | 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m<br>(1m<予想高さ≤3m) | 高い | (高い)<br>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 | 大津波警報と津波警報とを区別するため仕切り線を追加(北海道) |
| 津波警報等の種類        | 発表基準  |   |                  | 発表される津波の高さ   |     |                | 想定される被害ととるべき行動          |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|                 |   | 数値での発表<br>(津波の高さの予想の区分)   | 巨大地震の場合の発表       |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 大津波警報<br>(特別警報) | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合   | 10m超<br>(10m<予想高さ)  | 巨大               | (巨大)<br>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。               |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|                 |   | 10m<br>(5m<予想高さ≤10m)  |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|                 |   | 5m<br>(3m<予想高さ≤5m)  |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 津波警報            | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合  | 3m<br>(1m<予想高さ≤3m)  | 高い               | (高い)<br>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 津波警報等の種類        | 発表基準  | 発表される津波の高さ  |                  | 想定される被害ととるべき行動   |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|                 |   | 数値での発表<br>(津波の高さの予想の区分)   | 巨大地震の場合の発表       |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 大津波警報<br>(特別警報) | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合   | 10m超<br>(10m<予想高さ)  | 巨大               | (巨大)<br>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。               |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|                 |   | 10m<br>(5m<予想高さ≤10m)  |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
|                 |   | 5m<br>(3m<予想高さ≤5m)  |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 津波警報            | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合  | 3m<br>(1m<予想高さ≤3m)  | 高い               | (高い)<br>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 94              | <p>3 地震・津波に関する情報の種類と内容<br/>(1) 地震に関する情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から<u>後</u>20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> </tbody> </table>   | 地震情報の種類   | 発表基準             | 内容   | (略) | (略)            | (略)                     | 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度3以上          | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から <u>後</u> 20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 | <p>3 地震・津波に関する情報の種類と内容<br/>(1) 地震に関する情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から<u>約</u>20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> </tbody> </table> | 地震情報の種類 | 発表基準   | 内容                   | (略)                | (略)  | (略)                            | 長周期地震動に関する観測情報     | ・震度3以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から <u>約</u> 20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 | 誤字修正(北海道)   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 地震情報の種類         | 発表基準  | 内容  |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| (略)             | (略)   | (略)   |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 長周期地震動に関する観測情報  | ・震度3以上  | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から <u>後</u> 20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。   |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 地震情報の種類         | 発表基準  | 内容  |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| (略)             | (略)   | (略)   |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |
| 長周期地震動に関する観測情報  | ・震度3以上  | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から <u>約</u> 20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。   |                  |  |     |                |                         |                |                 |   |   |         |  |                      |                    |      |                                |                    |        |   |   |          |      |            |  |                |                         |            |                 |                           |                    |    |  |                      |                    |      |                                |                    |    |  |                                |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁      | 現 行   | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                      |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
|--------|---|---|---------------------------|----------|----------|-----|----------|----------|--|--------|----|----------|----------|-----|----------|----------|-----------------|
| 95     | (2) 地震活動に関する解説資料等<br>(略)<br>地震資料等の種類<br>地震解説資料<br>(速報版) ※   | (2) 地震活動に関する解説資料等<br>(略)<br>地震資料等の種類<br>地震解説資料<br>(速報版)   | 前年度修正漏れのため修正(北海道)         |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
| 97     | 第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区<br>1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域<br>   | 第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区<br>1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域<br> | 図上の文言が不鮮明のため図を修正(札幌管区気象台) |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
| 98     | 2 震央地名<br>   | 2 震央地名<br>   | 図上の文言が不鮮明のため図を修正(札幌管区気象台) |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
| 99     | 第4 津波警報等の伝達<br>(略)<br>NTT 東日本 (五反田センタ)<br>NTT 西日本 (松山センタ)<br>(略)<br>※注・ NTT 東日本 (仙台センタ) 及びNTT 西日本 (大阪センタ) には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。   | 第4 津波警報等の伝達<br>(略)<br>NTT 東日本<br>NTT 西日本<br>(略)<br>※注・ NTT 東日本及びNTT 西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。  | 記載の簡素化(札幌管区気象台)           |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
| 107    | 第4 通報手段の確保<br>(略)<br>6 孤立防止対策用衛星携帯電話(Ku-1ch)による通報<br>通信回線の途絶による地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関(市町村等)に設置している孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)を通じて通報するものとする。   | 第4 通報手段の確保<br>(略)<br>6 電気通信事業者が所有する非常用通信装置(無線系・衛星系)による通報  | サービス終了のため文言修正(NTT 東日本)    |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
| 108    | ○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡<br>【通常時の報告先】<br><table border="1" data-bbox="212 1428 1008 1508"> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-43423</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> </table> | 消防防災無線  | 電話                        | 90-43423 | 90-49102 | FAX | 90-49033 | 90-49036 | ○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡<br>【通常時の報告先】<br><table border="1" data-bbox="1108 1428 1915 1508"> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> </table> | 消防防災無線 | 電話 | 90-49013 | 90-49102 | FAX | 90-49033 | 90-49036 | 連絡先変更のため修正(北海道) |
| 消防防災無線 | 電話  |   | 90-43423                  | 90-49102 |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
|        | FAX   | 90-49033  | 90-49036                  |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
| 消防防災無線 | 電話  | 90-49013  | 90-49102                  |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |
|        | FAX   | 90-49033  | 90-49036                  |          |          |     |          |          |  |        |    |          |          |     |          |          |                 |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁           | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由   |
|-------------|--|--|--|
| 109<br>-110 | <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法<br/>(略)</p> <p>2 道の広報<br/>(略)</p> <p>(2) 避難について（<b>避難勧告</b>・指示の状況、避難所の位置、経路等）<br/>(略)</p> <p>3 市町村の広報<br/>市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者ニーズを十分に把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、<b>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</b>、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつ細やかな情報を適切に提供する。</p> | <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法<br/>(略)</p> <p>2 道の広報<br/>(略)</p> <p>(2) 避難について（<b>避難指示等</b>の状況、避難所の位置、経路等）<br/>(略)</p> <p>3 市町村の広報<br/>市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者ニーズを十分に把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、<b>避難指示等</b>、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつ細やかな情報を適切に提供する。</p>  | <p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>                              |
| 111         | <p>第1 避難実施責任者及び措置内容<br/>(略)</p> <p>このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を<b>発令</b>する必要がある。<br/>(略)</p> <p>1 市町村長（基本法第60条）<br/>(略)</p> <p>ア 避難のための立退きの<b>勧告又は指示</b></p>   | <p>第1 避難実施責任者及び措置内容<br/>(略)</p> <p>このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を<b>伝達</b>する必要がある。<br/>(略)</p> <p>1 市町村長（基本法第60条）<br/>(略)</p> <p>ア 避難のための立退きの指示</p>  | <p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p> <p>災害対策基本法との整合のため修正（北海道）</p> |
| 112         | <p>(3) 総合振興局長又は振興局長は、市町村長から<b>避難勧告、避難指示（緊急）、立退先の指示及び避難所の開設等</b>について報告を受けた場合は、市町村長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。<br/>また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。<br/>(略)</p> <p>2 助言<br/>(略)</p> <p>(2) 国や道の関係機関<br/>市町村から助言を求められた国や道の関係機関は、<b>避難指示等の対象地域、判断時期等</b>について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく<b>避難指示等が発令されるよう</b>、市町村に積極的に助言するものとする。</p>           | <p>(3) 総合振興局長又は振興局長は、市町村長から<b>避難指示、立退先の指示及び避難所の開設等</b>について報告を受けた場合は、市町村長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。<br/>また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。<br/>(略)</p> <p>2 助言<br/>(略)</p> <p>(2) 国や道の関係機関<br/>市町村から助言を求められた国や道の関係機関は、<b>避難指示等の対象地域、判断時期等</b>について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく<b>避難指示等が発令されるよう</b>、市町村に積極的に助言するものとする。<b>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</b></p> | <p>災害対策基本法との整合のため修正（北海道）</p> <p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p> |



北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁           | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由                                 |
|-------------|--|--|--------------------------------------|
| 114         | <p>3 外国人に対する対策</p> <p>道及び市町村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、<u>外国人登録等</u>様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p>   | <p>3 外国人に対する対策</p> <p>道及び市町村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p>  | 外国人登録制度廃止（H24.7.9）に伴う修正（総務省自治行政局国際室） |
| 115<br>-116 | <p>第8 指定緊急避難場所の開設</p> <p>市町村は、災害時は、必要に応じ、<u>高齢者等避難の発令等</u>とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第9 指定避難所の開設</p> <p>1～7（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p>                             | <p>第8 指定緊急避難場所の開設</p> <p>市町村は、災害時は、必要に応じ、<u>避難指示等</u>の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第9 指定避難所の開設</p> <p>1～7（略）</p> <p><u>8 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p>  | 文言及び防災基本計画との整合のため修正（北海道）             |
| 116         | <p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>   | <p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>   | 防災基本計画との整合のため修正（北海道）                 |
| 120         | <p>第1 実施責任</p> <p>（略）</p> <p>3 北海道</p> <p>道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p> <p>また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p> <p>4 市町村（消防機関）</p> <p>市町村（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。</p> | <p>第1 実施責任</p> <p>（略）</p> <p>3 北海道</p> <p>道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p> <p>また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p> <p><u>道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討するものとする。</u></p> <p>4 市町村（消防機関）</p> <p>市町村（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。</p> <p><u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> | 防災基本計画との整合のため修正（北海道）                 |


北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁           | 現 行  | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                          |
|-------------|--|---|-------------------------------|
| 122         | <p>第2 住民等の避難・安全の確保<br/>（略）</p> <p>2 北海道<br/>また、市町村から求めがあった場合には、<b>避難勧告</b>等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく<b>避難勧告</b>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>  | <p>第2 住民等の避難・安全の確保<br/>（略）</p> <p>2 北海道<br/>また、市町村から求めがあった場合には、<b>避難指示</b>等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく<b>避難指示</b>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>   | <p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>   |
| 141<br>-142 | <p>第18節 医療救護計画<br/>（略）</p> <p>第2 医療救護活動の実施<br/>1 北海道<br/>（略）</p> <p>(5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害小児周産期リエゾン<sup>ア</sup>は道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>  | <p>第18節 医療救護計画<br/>（略）</p> <p>第2 医療救護活動の実施<br/>1 北海道<br/>（略）</p> <p>(5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン<sup>ア</sup>は道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>        | <p>文言追加（北海道）</p>              |
| 152         | <p>第23節 住宅対策計画<br/>（略）</p> <p>第2 実施の方法<br/>1 避難所<br/>市町村長は、災害により<b>住家</b>が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 応急仮設住宅<br/>(1) 入居対象者<br/>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する<b>住家</b>がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない<b>もの</b>とする。</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>(6) 規模、構造、存続期間及び費用<br/>ア <b>応急仮設住宅の標準規模は、1戸（室）当たり平均29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て、若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。</b><br/>ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て<b>又は木造住宅</b>により実施する。</p> | <p>第23節 住宅対策計画<br/>（略）</p> <p>第2 実施の方法<br/>1 避難所<br/>市町村長は、災害により<b>住宅</b>が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 応急仮設住宅<br/>(1) 入居対象者<br/>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する<b>住宅</b>がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない<b>者</b>とする。</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>(6) 規模、構造、存続期間及び費用<br/>ア <b>建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</b><br/>ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てにより実施する。</p> | <p>文言の修正及び本編と整合のため修正（北海道）</p> |
| 153         | <p>5 住宅の応急修理<br/>(1) 対象者<br/>（略）<br/>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に<b>住家</b>が半壊した者</p>   | <p>5 住宅の応急修理<br/>(1) 対象者<br/>（略）<br/>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に<b>住宅</b>が半壊した者</p>  | <p>文言の修正（北海道）</p>             |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁           | 現 行   | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                                      |
|-------------|---|---|---|
| 153<br>-154 | <p>6 災害公営住宅の整備<br/>(略)</p> <p>(3) 整備管理等の基準</p> <p>ア 入居者の資格</p> <p>(7) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を失った者であること。</p> <p>(イ) <u>当該災害発生後3か年間は、月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>現に同居し又は同居しようとする親族があること。</u></p> <p>(エ) <u>現に住宅に困窮していることが明らかであること。</u></p> | <p>6 災害公営住宅の整備<br/>(略)</p> <p>(3) 整備管理等の基準</p> <p>ア 入居者の資格</p> <p>(7) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。</p> <p>(イ) <u>収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。</u></p> <p>(ウ) <u>現に住宅に困窮していることが明らかであること。</u><br/>(削除)</p> | <p>本編と整合のため修正（北海道）</p>                    |
| 167         | <p>表3-28-1 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧</p> <p>1 陸上自衛隊<br/>指定部隊等の長</p> <p>第2師団地区</p> <p>第3普通連隊長（名寄駐屯地）</p> <p>第25普通科連隊長（遠軽駐屯地指令）<br/>電話：01584-2-5275</p> <p>第5旅団地区</p> <p>第5偵察隊長（別海駐屯地司令）<br/>電話：01537-7-2231</p>   | <p>表3-28-1 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧</p> <p>1 陸上自衛隊<br/>指定部隊等の長</p> <p>第2師団地区</p> <p>第3即応機動連隊長（名寄駐屯地）</p> <p>第25普通科連隊長（遠軽駐屯地指令）<br/>電話：0158-42-5275</p> <p>第5旅団地区</p> <p>第5偵察隊長（別海駐屯地司令）<br/>電話：0153-77-2231</p>   | <p>組織改編及び市外局番の桁数変更による修正（陸上自衛隊北部方面総監部）</p> |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由   |
|-----|--|--|--|
| 182 | <p>第1節 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）<b>第6条第1項</b>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護<b>及び</b>円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 推進地域</p> <p>日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。</p> <p><b>表 5-1-1 本道の推進地域</b><br/><b>（平成18年4月3日・内閣府告示第58号）</b></p> <div data-bbox="208 587 1010 738" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p> </div>  <p><b>（新設）</b></p> | <p>第1節 総則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）<b>第5条第2項</b>の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保<b>及び迅速な救助</b>に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 推進地域</p> <p>日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。</p> <p><b>（削除）</b><br/><b>（令和4年10月3日 内閣府告示第99号）</b></p> <div data-bbox="1115 587 1917 798" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>函館市、<del>室蘭市</del>、釧路市、帯広市、<del>網走市</del>、苫小牧市、根室市、<del>登別市</del>、<del>伊達市</del>、<del>北斗市</del>、<del>松前町</del>、<del>福島町</del>、<del>知内町</del>、<del>木古内町</del>、<del>鹿部町</del>、<del>森町</del>、<del>八雲町</del>、<del>長万部町</del>、<del>枝幸町</del>、<del>雄武町</del>、<del>豊浦町</del>、<del>壮瞥町</del>、<del>白老町</del>、<del>洞爺湖町</del>、むかわ町、日高町、<del>平取町</del>、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p> </div> <p><b>（図削除）</b></p> <p><b>推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。</b></p> <p><b>（令和4年10月3日 内閣府告示第100号）</b></p> <div data-bbox="1115 1149 1917 1295" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町</p> </div> | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> <p>令和4年10月3日内閣府告示第99号を踏まえた修正（北海道）</p> <p>令和4年10月3日内閣府告示第100号を踏まえた修正（北海道）</p> |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由  |
|-----|--|--|---|
| 183 | <p>第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性</p> <p>第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要</p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。</u></p> <p><u>このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があるとしてされている。</u></p> <p>東日本大震災を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予測を行った。</p> <p>さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。</p> <p>第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性</p> <p>想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が<u>実施した津波浸水予測・被害想定調査結果（H16～H18）</u>等に基づく被害の特性は、次のとおりである。</p> <p>1 津波による被害</p> <p>(1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、<u>500年間隔地震による津波被害が最大で、建物被害は構造物の効果がない場合で最大全壊棟数約4,500棟、人的被害は冬期に避難意識の低い場合で、最大死者数約900人に及ぶ。</u></p> <p>(2) 想定される地震の震源は陸域から遠く、津波が到達するまで比較的猶予があるため、<u>迅速かつ確かな避難行動の実現により、被害を大きく軽減させることができる。</u></p> <p><u>津波第一波のピークとなる津波到達時間は、いずれの想定地震でも20分以上と予測され、早いところで30分前後の地域が多いと予測される。ただし、20cmの水位変動時点である津波影響開始時間で見ると、十勝沖・釧路沖の地震や500年間隔地震では、地域によって10分未満と予測され、留意を要する。</u></p> <p><u>500年間隔地震における津波による人的被害では、避難意識が低い場合には死者約900人であるのに対して、いち早い避難行動が期待される避難意識が高い場合には死者約110人に減少する。</u></p> <p>2 揺れに伴う被害</p> <p>揺れに伴う本道での被害は、<u>十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定（H18）では全壊棟数約1,900棟、死者約10人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も1,300棟を超える。</u></p> <p>3 積雪・寒冷地による被害の拡大</p> <p>地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が增大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。</p> <p>中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、<u>夏18時に発生した場合の焼失棟数は約1,300棟であるのに対し、冬18時に発生した場合の焼失棟数は約14,000棟となる。</u></p> | <p>第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性</p> <p>第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要</p> <p><u>日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。</u></p> <p><u>令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。</u></p> <p>東日本大震災を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予測を行った。</p> <p>さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。</p> <p>第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性</p> <p>想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が<u>公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）</u>等における被害の特性は、次のとおりである。</p> <p>1 津波による被害</p> <p>(1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、<u>建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは約130,000棟となる。</u></p> <p>(2) <u>人的被害は、冬の夕方で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。</u></p> <p><u>これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方によくの人が浸水域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。</u></p> <p><u>しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。</u></p> <p>2 揺れに伴う被害</p> <p>揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、<u>千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。</u></p> <p>3 積雪・寒冷地による被害の拡大</p> <p>地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が增大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。</p> <p>中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、<u>夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約3,100棟となる。</u></p> | <p>令和2年の国が公表した巨大地震モデルにより修正（北海道）</p> <p>令和4年に道が公表した巨大地震の被害想定を基に修正（北海道）</p> <p>令和3年に国が公表した巨大地震の被害想定により修正（北海道）</p> |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由   |
|-----|--|---|--|
| 183 | <p><u>4 孤立集落発生の可能性</u><br/>津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。<br/>内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約 200 のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約 80 に及んでいる。</p> <p><u>5 長周期地震動による被害</u></p>  | <p><u>(全文削除)</u></p> <p><u>4 長周期地震動による被害</u></p>  | <p>内閣府の孤立集落に係る調査が近年実施されていないため削除及び文言修正（北海道）</p>     |
| 185 | <p><u>第3節 災害対策本部等の設置等</u><br/><u>第1 災害対策本部等の設置</u><br/>知事は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下本節以降において「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに北海道災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p><u>第2 災害対策本部等の組織及び運営</u><br/>災害対策本部等の組織及び運営は、基本法、北海道災害対策本部条例及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるほか、第3章第1節第1「災害対策組織」に準ずる。</p> <p><u>第3 災害応急対策委員の参集</u><br/><u>1 参集・配備計画</u><br/>知事又は各部局長、総合振興局長又は振興局長等は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については、第3章第1節第2「道職員の動員配備」に準ずる。</p> <p><u>2 自主参集</u><br/>職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。</p> <p><u>第4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織及び動員体制</u><br/>指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における海溝型地震発生時の防災組織及び動員体制については、各機関が定めるところによる。</p> | <p><u>(全文削除)</u></p>  | <p>推進基本計画改正に伴う削除（北海道）</p>                          |
| 185 | <p><u>第4節 地震発生時の応急対策等</u><br/><u>第1 地震発生時の応急対策</u><br/>(略)</p> <p><u>第2 資機材、人員等の配備手配</u><br/>(新設)</p>  | <p><u>第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項</u><br/>(全文削除)</p> <p><u>第1 資機材、人員等の配備手配</u><br/><u>1 物資の備蓄・調達</u><br/>(1) 道は、発災後適切な時期において、道が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。<br/>(2) 道は、市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。<br/>(3) 道は、(1)(2)により把握した数量および市町村間の調整結果等を踏まえ、道内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。<br/>(4) このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第13節「食料供給計画」、同第14節「給水計画」及び第15節「衣料・生活必需物資供給計画」に準ずる。</p> | <p>推進基本計画改正に伴う削除（北海道）</p> <p>現行第4節第1の6を記載（北海道）</p> |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行   | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由                                       |
|-----|---|--|--|
| 185 | <p><u>1</u> 物資等の調達手配<br/>(略)</p> <p><u>2</u> 人員の配備<br/>(略)</p> <p><u>3</u> 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置<br/>(略)</p> <p>第<u>3</u> 他機関に対する応援要請<br/>(略)</p> <p>2 自衛隊派遣要請<br/>知事は、必要があるときは、防衛大臣又は指定部隊等の長に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。<br/><u>(新設)</u></p>  | <p><u>2</u> 物資等の調達手配<br/>(略)</p> <p><u>3</u> 人員の配備<br/>(略)</p> <p><u>4</u> 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置<br/>(略)</p> <p>第<u>2</u> 他機関に対する応援要請<br/>(略)</p> <p>2 自衛隊の災害派遣<br/><u>(1)</u> 知事は、必要があるときは、防衛大臣又は指定部隊等の長に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。<br/><u>(2) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。</u></p>  | <p>文言修正（北海道）</p> <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> |
| 187 | <p>第<u>5</u>節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護のための施設の整備等<br/><u>(新設)</u><br/>(略)</p> <p>4 <u>道及び市町村は、必要に応じ防災行政無線等の整備方針及び計画を定めるものとする。</u><br/>このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に準ずる。</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等<br/>津波に関する情報の伝達に係る基本事項は、<u>第4節第1の1及び2のとおりとする</u>ほか、次の事項にも配慮する。<br/>(略)</p> <p>4 第一海上保安本部、道及び市町村は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。</p> <p>5 道、市町村及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。<br/><u>(新設)</u></p> <p>第3 避難対策等<br/><u>(新設)</u></p> | <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護<br/><u>道又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。</u><br/>(略)</p> <p>4 このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に準ずる。</p> <p>第2 津波に関する情報の伝達等<br/>津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、<u>第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震、津波情報の伝達計画」に準じる</u>ほか、次の事項にも配慮する。<br/>(略)</p> <p>4 第一<u>管区</u>海上保安本部、道及び市町村は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。</p> <p>5 道、市町村及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、<u>被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。</u></p> <p>6 <u>道及び市町村は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。</u></p> <p>第3 <u>地域住民等の避難行動等</u><br/><u>道は、市町村等と協力し、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。</u></p> | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p>                  |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁           | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由  |
|-------------|--|--|---|
| 188         | <p><u>1 道の措置</u></p> <p><u>(1) 道は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力するものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合、要配慮者に対する支援や出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。</u></p> <p><u>ア 避難路となる道路のうち道が管理するものについて、除雪・防雪・凍害害雄牛のため必要な措置</u></p> <p><u>イ 第7の2(2)に定めるところにより、道の管理する施設を避難場所として開設する際の協力</u></p> <p><u>ウ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち道が管理するものについて、受入れする者の救護のため必要な措置</u></p> <p><u>(2) 道は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策について指導調整を行うものとする。</u></p> <p><u>2 避難対象地区の指定</u><br/>(略)</p> | <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 避難対象地区の指定</u><br/>(略)</p>   | <p>推進基本計画改正に伴う削除及び文言修正（北海道）</p>   |
| 188<br>-189 | <p><u>3 避難の確保</u></p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>道は、津波避難計画策定指針（資料編9-11参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難の勧告又は指示の伝達方法<br/>(略)</p> <p>(2) 市町村は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>   | <p><u>2 避難の確保</u></p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>道は、津波避難計画策定指針（資料編9-9参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難指示の伝達方法<br/>(略)</p> <p>(2) 市町村は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。<u>また、避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難のための指示</u></p> <p><u>ア 市町村長</u></p> <p><u>(7) 沿岸市町村長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 沿岸市町村は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、沿岸市町村長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあら</u></p> | <p>文言の修正（北海道）</p> <p>防災基本計画との整合及び推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> <p>現行第4節第1の2の(2)ア～エを記載（北海道）</p> |



北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由  |
|-----|--|--|---|
| 189 | <p>(5) 避難指示（緊急）の発令<br/>市町村長は、次の点に留意し、発令基準を定め、<u>第4節第1の2の(2)</u>により、適切に避難の指示を行うものとする。<br/>（参考：「<u>避難勧告等の判断伝達マニュアル</u>」【北海道作成】資料編9－9参照）<br/>（略）</p> <p>(6) 避難場所の指定<br/>（略）</p> <p>(7) 避難場所の維持・運営<br/>（略）</p> <p>イ 市町村は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に<u>冬期の暖房等の避難生活環境の確保</u>について配慮するものとする。</p>   | <p><u>ゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。</u></p> <p><u>イ 知事</u><br/>知事は、地震発生時に、当該災害の発生により市町村長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、当該市町村長に代わってこれらの措置を実施する。</p> <p><u>ウ 警察官又は海上保安官</u><br/>市町村長から要請があったとき又は市町村長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。通知を受けた市町村長は、その旨を総合振興局長又は振興局長に報告する。<br/>警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。</p> <p><u>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</u><br/>天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。</p> <p>(6) 避難指示の発令<br/>市町村長は、次の点に留意し、発令基準を定め、<u>上記(5)</u>により、適切に避難の指示を行うものとする。<br/>（参考：「<u>避難情報の発令判断・伝達マニュアル</u>」【北海道作成】資料編9－8参照）<br/>（略）</p> <p>(7) 避難場所の指定<br/>（略）</p> <p>(8) 避難場所の維持・運営<br/>（略）</p> <p>イ 市町村は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に<u>冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保</u>について配慮するものとする。</p> | <p>文言の修正（北海道）</p> <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> |
| 190 | <p><u>4</u> 避難場所における救護<br/>（略）</p> <p><u>5</u> 避難行動要支援者の避難支援<br/>（略）</p> <p>(2) 津波の発生のおそれにより、市町村長より避難指示（緊急）が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市町村は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。<br/>（略）</p> <p><u>6</u> 避難誘導等<br/>(1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示（緊急）があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。<br/>（略）</p> <p>(4) 市町村は、避難路の除雪・防雪・<u>凍雪害</u>防止のため必要な措置を講ずるものとする。<br/>（略）</p> | <p><u>3</u> 避難場所における救護<br/>（略）</p> <p><u>4</u> 避難行動要支援者の避難支援<br/>（略）</p> <p>(2) 津波の発生のおそれにより、市町村長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市町村は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。<br/>（略）</p> <p><u>5</u> 避難誘導等<br/>(1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。<br/>（略）</p> <p>(4) <u>道及び</u>市町村は、避難路の除雪・防雪・<u>凍結</u>防止のため必要な措置を講ずるものとする。<br/>（略）</p>  | <p>防災基本計画との整合及び推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p>       |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行   | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                      |
|-----|---|---|---------------------------|
|     | <p><u>7</u> 意識の普及啓発等<br/>道及び市町村は、<u>居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</u></p>   | <p><u>6</u> 意識の普及啓発等<br/>道及び市町村は、<u>地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</u></p>  |                           |
| 191 | <p>第4 消防機関等の活動<br/>1 市町村の措置<br/>(略)<br/>(1)～(2) (略)<br/>(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成に対する<u>指導</u><br/>(4) <u>救助・救急</u><br/>(5) <u>緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等</u><br/>(略)<br/>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係<br/>1 水道<br/>水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次被害を軽減させるための措置を実施するものとする。<br/>2 電気<br/>(1) <u>電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報を実施するものとする。</u><br/>(2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。<br/><br/>3 ガス<br/>(1) <u>ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、開催等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止と必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u><br/>(2) 指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。<br/>4 通信<br/>(略)<br/>(2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社NTTドコモ北海道支社が行う措置は、別に定めるところによる。</p> | <p>第4 消防機関等の活動<br/>1 市町村の措置<br/>(略)<br/>(1)～(2) (略)<br/>(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成に対する<u>支援</u><br/>(4) <u>津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u><br/>(削除)<br/>(略)<br/>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係<br/>1 水道<br/>水道事業の管理者等は、<u>地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次被害を軽減させるための措置を実施するものとする。</u><br/>2 電気<br/>(1) <u>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。</u><br/>(2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う<u>火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。</u><br/>3 ガス<br/>(1) (削除)<br/><br/>指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う<u>利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要などに関する広報等の措置は、別に定めるところによる。</u><br/>4 通信<br/>(略)<br/>(2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社NTTドコモ北海道支社が行う<u>電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。</u></p> | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由                                  |
|-----|--|--|---------------------------------------|
| 192 | <p>5 放送<br/>(略)<br/>(3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難<b>勧告</b>・指示等について市町村から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難<b>勧告</b>・指示等の情報伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6 交通対策<br/>1 道路<br/>(1) 北海道<b>公安委員会</b>及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。</p>   | <p>5 放送<br/>(略)<br/>(3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について市町村から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6 交通対策<br/>1 道路<br/>(1) 北海道<b>警察</b>及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。</p>  | <p>防災基本計画との整合及び推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> |
| 192 | <p>(2) <b>道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害母子のための必要な措置</b>を講ずるものとする。</p> <p>2 海上及び航空<br/>(1) 第一管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<b>必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置</b>を講ずるとともに、津波による危険が予想される<b>地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置</b>について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。<br/><b>(新設)</b></p> <p>(2) 空港管理者及び空港運営権者は、津波の来襲するおそれがある場合、<b>速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知するものとする。</b></p> <p>3 鉄道<br/>鉄道事業者は、<b>走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等</b>における運行の停止<b>その他</b>運行上の措置<b>及び漂流物発生対策等の措置</b>を講ずるものとする。</p> | <p>(2) <b>冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等の除雪体制を優先的に確保する対策</b>を講ずるものとする。</p> <p>2 海上及び航空<br/>(1) 第一管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、<b>海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置</b>講ずるとともに、津波による危険が予想される<b>場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置</b>について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。<br/><b>(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。</b></p> <p>(3) 空港管理者及び空港運営権者は、津波が来襲するおそれがある飛行場の<b>速やかな閉鎖など、安全確保対策を講ずるものとする。</b></p> <p>3 鉄道<br/>鉄道事業者は、津波の<b>襲来</b>により危険度が高いと予想される区間における<b>運行の停止等</b>の運行上の措置を講ずるものとする。</p> | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p>             |
| 193 | <p>第7 道自らが管理<b>又は運営する</b>施設に関する対策<br/>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設<br/>(略)<br/>(1) 各施設に共通する事項<br/>ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達</p> <p>なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。</p> <p>(7) <b>来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう適切な伝達方法を考慮すること。</b></p> <p>(4) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。</p> <p><b>(9) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</b></p> <p>イ 入場者等の<b>安全確保のための避難等</b>の措置<br/>(略)</p>  | <p>第7 道自らが管理<b>等を行う</b>施設等に関する対策<br/>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設<br/>(略)<br/>(1) 各施設に共通する事項<br/>ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達<br/><b>海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。</b></p> <p>なお、伝達の方法等については、次の事項に留意する。</p> <p>(7) <b>入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。</b></p> <p>(4) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。<br/><b>(削除)</b></p> <p>イ 入場者等の避難<b>のための</b>措置<br/>(略)</p>                                 | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p>             |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                             |
|-----|--|---|----------------------------------|
|     | <p>キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備<br/>(略)</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置<br/>(略)</p> <p>(ア) 当該学校等が、<u>所在市町村の定める津波避難対象地区</u>にあるときは、<u>避難の安全に関する措置</u></p>   | <p>キ 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備<br/>(略)</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置<br/>(略)</p> <p>(ア) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、<u>避難誘導のための必要な措置</u></p>   |                                  |
| 193 | <p>ウ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置<br/>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。</p>  | <p>ウ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置<br/>なお、<u>要配慮者の避難誘導方法に配慮し</u>、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。</p>   | <p>推進基本計画改正に伴う修正(北海道)</p>        |
| 194 | <p>3 工事中の建物等に対する措置<br/>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波<u>襲来</u>に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。<br/>(略)<br/><u>(新設)</u></p>  | <p>3 工事中の建物等に対する措置<br/>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波<u>襲来</u>に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。<br/>(略)<br/><u>第8 迅速な救助</u><br/><u>1 道は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救助活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u><br/><u>2 道は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」による。</u><br/><u>3 道及び市町村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。</u><br/><u>4 道は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> | <p>文言の修正及び推進基本計画改正に伴う修正(北海道)</p> |
| 195 | <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画<br/>第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備<br/>1 整備方針<br/>(1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする<br/>(2) 道、市町村は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。<br/>(略)<br/>2 整備すべき施設<br/>(1) <u>避難地</u><br/>(2) <u>避難路</u><br/>(3) <u>消防用施設</u><br/>(略)</p> | <p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画<br/>第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備<br/>1 整備方針<br/>(1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画<u>及び日本海溝特措法を踏まえ</u>作成し、推進するものとする。<br/>(2) 道、市町村は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画<u>及び日本海溝特措法</u>を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。<br/>(略)<br/>2 整備すべき施設<br/>(1) <u>避難場所</u><br/>(2) <u>避難経路</u><br/>(3) <u>避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u><br/>(略)</p>  | <p>文言修正及び推進基本計画改正に伴う修正(北海道)</p>  |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行   | 修正案（令和5年1月）  | 修正理由   |
|-----|---|--|--|
| 197 | <p>第7節 防災訓練計画</p> <p>第1 道、市町村及び防災関係機関における防災訓練の実施<br/>(略)</p> <p>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。<br/>(略)</p> <p>6 市町村は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。<br/>(略)</p> <p>(4) 災害の発生の状況、避難<b>勧告</b>・指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練</p>   | <p>第6節 防災訓練計画</p> <p>第1 道、市町村及び防災関係機関における防災訓練の実施<br/>(略)</p> <p>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、<b>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達</b>、その他の災害応急対策を中心とする。<br/>(略)</p> <p>6 市町村は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。<br/>(略)</p> <p>(4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練</p>  | <p>文言の修正及び推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> <p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p> |
| 198 | <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する<b>計画</b><br/>(略)</p> <p>第1 職員に対する教育<br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識</p> <p>(4) 職員等が果たすべき役割</p> <p>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(6) 今後<b>地震対策として</b>取り組む必要のある課題<br/><b>(新設)</b></p> <p>第2 住民等に対する教育・広報<br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(3) 地震が発生した場合に</b>出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車<b>運行</b>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><b>(4) 正確な情報入手の方法</b></p> <p><b>(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</b></p> <p><b>(6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</b></p> <p><b>(7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識</b></p> <p><b>(8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容</b></p> <p><b>(9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</b><br/><b>(新設)</b></p> | <p>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する<b>事項</b><br/>(略)</p> <p>第1 職員<b>等</b>に対する教育<br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <b>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</b>が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識</p> <p>(4) <b>後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</b></p> <p>(5) <b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</b>防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(6) <b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として</b>今後取り組む必要のある課題</p> <p><b>(7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</b></p> <p>第2 住民等に対する教育・広報<br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>(3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</b></p> <p><b>(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</b>が発生した場合の<b>出火防止対策</b>、近隣の人々と協力して行う救助活動・<b>避難行動</b>、自動車<b>運転</b>の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><b>(5) 正確な情報の入手方法</b></p> <p><b>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</b></p> <p><b>(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所に関する知識</b></p> <p><b>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</b></p> <p><b>(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及び実施方法</b></p> <p><b>(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</b></p> <p><b>(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品</b></p> | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p>                                    |
| 200 | <p>第9節 地域防災力の向上に関する計画</p>   | <p>第8節 地域防災力の向上に関する計画</p>  | <p>文言の修正（北海道）</p>  |

北海道地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）新旧対照表

| 頁   | 現 行  | 修正案（令和5年1月）   | 修正理由                      |
|-----|------|---|---------------------------|
| 201 | (新設) | <p><u>第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u><br/> <u>日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び市町村等から地域住民に対して注意を促すものとする。</u></p> <p><u>第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道の災害に関する組織等の設置等</u></p> <p><u>1 後発地震への注意を促す情報の伝達</u><br/> <u>後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、市町村へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。</u><br/> <u>ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。</u><br/> <u>イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。</u><br/> <u>ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。</u><br/> <u>エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 道の災害に関する組織等の設置</u><br/> <u>災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節第1「災害対策組織」に準ずる。</u></p> <p><u>第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u><br/> <u>道及び市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。</u></p> <p><u>第3 災害応急対策をとるべき期間等</u><br/> <u>道及び市町村は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p> <p><u>第4 道のとるべき措置</u><br/> <u>道は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。</u><br/> <u>また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u></p> | <p>推進基本計画改正に伴う修正（北海道）</p> |